


所管部課	市民部 保険年金課	部長	村上 敏彰	
件名	東大和市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則について			
	区分	○	1. 審議事項	2. 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関			
<p>1. 要旨</p> <p>平成30年度からクレジットカードによる国民健康保険税の納付開始に伴い、様式の変更を行う。その他納税通知書の文言の修正を行う。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度からクレジットカードによる国民健康保険税の納付開始に伴い、様式の変更を行う。 その他納税通知書の文言の修正を行う。 <p>(2) 対象となる様式</p> <p>第4号様式、第5号様式及び第6号様式</p> <p>(3) 施行日</p> <p>この規則は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>(4) 影響及び効果</p> <ul style="list-style-type: none"> クレジットカードによる、国民健康保険税の納付方法を周知できるようになる。 				
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課審査済</p>				
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>				
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、改正の手続きを進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。